

平成18年8月～平成19年7月に支給される一時金に適用される

換算率

【参考】改正前

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された保険給付に 乗すべき率 (単位%)	支給された保険給付に 乗すべき率 (単位%)
S 50 年 4 月 1 日 ～ 51 年 3 月 31 日	227	225
51 年 4 月 1 日 ～ 52 年 3 月 31 日	204	202
52 年 4 月 1 日 ～ 53 年 3 月 31 日	186	185
53 年 4 月 1 日 ～ 54 年 3 月 31 日	176	175
54 年 4 月 1 日 ～ 55 年 3 月 31 日	166	165
55 年 4 月 1 日 ～ 56 年 3 月 31 日	157	156
56 年 4 月 1 日 ～ 57 年 3 月 31 日	150	149
57 年 4 月 1 日 ～ 58 年 3 月 31 日	143	142
58 年 4 月 1 日 ～ 59 年 3 月 31 日	139	138
59 年 4 月 1 日 ～ 60 年 3 月 31 日	135	134
60 年 4 月 1 日 ～ 61 年 3 月 31 日	130	129
61 年 4 月 1 日 ～ 62 年 3 月 31 日	127	126
62 年 4 月 1 日 ～ 63 年 3 月 31 日	124	123
63 年 4 月 1 日 ～ 元 年 3 月 31 日	120	119
H 元 年 4 月 1 日 ～ 2 年 3 月 31 日	116	116
2 年 4 月 1 日 ～ 2 年 7 月 31 日	113	112
2 年 8 月 1 日 ～ 3 年 7 月 31 日	116	116
3 年 8 月 1 日 ～ 4 年 7 月 31 日	113	112
4 年 8 月 1 日 ～ 5 年 7 月 31 日	109	108
5 年 8 月 1 日 ～ 6 年 7 月 31 日	107	106
6 年 8 月 1 日 ～ 7 年 7 月 31 日	105	104
7 年 8 月 1 日 ～ 8 年 7 月 31 日	103	102
8 年 8 月 1 日 ～ 9 年 7 月 31 日	101	101
9 年 8 月 1 日 ～ 10 年 7 月 31 日	100	99
10 年 8 月 1 日 ～ 11 年 7 月 31 日	99	98
11 年 8 月 1 日 ～ 12 年 7 月 31 日	99	99
12 年 8 月 1 日 ～ 13 年 7 月 31 日	99	98
13 年 8 月 1 日 ～ 14 年 7 月 31 日	98	98
14 年 8 月 1 日 ～ 15 年 7 月 31 日	99	99
15 年 8 月 1 日 ～ 16 年 7 月 31 日	100	100
16 年 8 月 1 日 ～ 17 年 7 月 31 日	100	100
17 年 8 月 1 日 ～ 18 年 7 月 31 日	100	100